

下 総 第 2 0 6 号  
令和4年(2022年)3月10日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 香 川 昌 則 様  
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する  
報告に係る措置の通知について

平成30年12月21日付け監査報告第23号により提出のありました出資  
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、  
改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措  
置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14  
項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

総務部総務課

### 1 出資団体監査

#### イ 公立大学法人下関市立大学について

##### 【出資団体（公立大学法人下関市立大学）に関する事項】

##### [指摘事項]

(ア) 通勤手当で定期代（ＪＲ・バス）が支給されている教員について、公立大学法人下関市立大学通勤手当の支給等に関する規程（以下「通勤手当支給規程」という。）第１８条に規定されている、通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認する「事後の確認」を行っていなかった。通勤手当支給規程に基づき、適正に事務処理されたい。

##### (改善措置状況)

令和元年６月に通勤手当で定期代（ＪＲ・バス）が支給されている職員に対し、通勤手当支給規程第１８条に基づき、事後確認（定期券等を購入している職員に現物の提示（又は写しを庶務班に提出）をさせること及び定期券等を購入していない職員に通勤の実情を確認することをいう。以下同じ。）を実施した。なお、直近においては、令和３年１１月に事後確認を実施しており、今後も年２回の事後確認を予定している。

(イ) 個人研究費による出張において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

- a 次の（a）から（c）までのように、出張した事実を客観的に確認することができなかった。出張旅費には公費が含まれていることから、出張した事実が客観的に確認できる資料等の提出を義務付けられたい。
  - (a) １０月２１日から１０月２４日までの出張において、１０月２３日及び２４日の用務が確認できる資料が添付されていないもの。
  - (b) 出張後の報告において、出張者自身が作成した簡易的な書類しか添付されていないもの。
  - (c) 用務の相手方を「守秘義務のため個人名不明記」と記載しているもの。
- b 平成２４年度に実施した前回監査の意見事項に対し、平成３０年７月に「研究費使用マニュアル（２０１８年度版）」を作成し、教員への周知を図ったとのことであったが、出張前後の提出書類が列挙されているのみであり、また、出張後の報告書は海外出張のみ提出を求めており、

国内出張については明記されていない。当該出張が真に必要なあったか疑義が生じないように、また、客観的に当該出張の必要性及びその事実が確認できるよう、改めて出張の取扱いに係る基準等を整備され、教員へ周知されたい。

(改善措置状況)

a (a)、(b) について、出張した事実を客観的に確認することができるよう、令和3年4月に「研究費使用マニュアル」及び「旅費規程の取扱い(内規)」を改定し、提出書類(出張申請書、研究出張報告書等)の見直しを行い、これらの書類の提出を義務付けた。

また、(c) については、旧マニュアルにあった「守秘義務」として例外を認めていた記述についても削除し、報告を求めることとした。

b 令和3年4月の研究費使用マニュアルの改定により、教員の研究出張は出張報告書の提出について国内外を問わず必須とし、また、図書館での資料収集のみを目的とした出張は認めないなど、客観的に事実確認できるよう提出書類(出張申請書、研究出張報告書等)の見直しを行い、これらの書類の提出を義務付け、令和3年3月30日付けで教員に周知した。